



会計帳簿類を返してください!

各支部執行委員長殿

東地指令第4号
2020年4月27日

東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部暫定執行部
派遣代表 柳 明 則



全支部・全分会の会計帳簿類の提出について

各支部・分会の日々の取り組みに敬意を表します。

表題にあるように、JR東労組からの組織破壊の分裂策動に対し、水戸・東京・八王子地方本部で発生する緊急事態を処理するために中央本部指令第46号(2020. 2. 19付)が発出され、東京地本管内の全支部・全分会は会計監査を3月末までに行うことになっている。しかし、残念なことに3月末までに全支部・全分会の会計監査を終了するには至っていない。

その理由は、品川支部が金庫の鍵ならびに番号を提出しないばかりか、一部支部や分会の会計帳簿類が提出されていないからである。

具体的には、会計帳票類が提出されている支部・分会の中でも通帳が提出されていない。帳票類が未提出。キャッシュカードが未提出ならびに暗証番号の提出がない。公印をはじめとする通帳の印鑑の未提出。帳票類と残金が合わない。脱退前に現金を通帳から下ろし、その現金が不明。などであり、今現在全容解明には至っていない。

このような事態は組合員に多大な不利益をもたらす行為であり、労働組合の信頼を失墜させかねない行為であり断じて許すことは出来ない。

なお、中央本部指令第46号によって、「会計監査が行われ支部・分会に不正がないことが確認されるまで、支部・分会会計からの支出を凍結する」とあるように、東京地本による監査が行われ、不正がないことが確認されるまでは支部・分会の財産は一切使用することは出来ない。仮に、使用した場合は返還請求を行う。

よって、会計監査を速やかに行うために、すべての関係書類を東京地本に速やかに提出することを全支部・全分会に指令する。(すべてを提出済みの支部・分会は除く)

なお、すでに脱退して証拠書類が不明など提出できない場合は、別途法的手段を検討することとする。以上、指令する。

なお、提出期限は、5月8日までとする。東京地本事務所はコロナ対策を含め、平日9時から16時30分までの対応とする。不明な点は本部派遣柳、熊谷まで問い合わせること。

東京地本 鉄電054-7071 電話03-5830-2256

以上

指令4号を発出!